

定例会における代表・一般質問時間

1 代表・一般質問

・会議規則第9条（会議の時間）会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間	240 分	－	30 分	＝	210 分
2日目の質問時間	240 分	－	60 分	＝	180 分
合計					390 分

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210 分	×	11 人	／	29 人	＝	80 分
みなと未来会議	210 分	×	7 人	／	29 人	＝	51 分
公明党議員団	210 分	×	4 人	／	29 人	＝	29 分
みなと政策会議	210 分	×	4 人	／	29 人	＝	29 分
港区維新	210 分	×	3 人	／	29 人	＝	22 分
合計							211 分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

自民党議員団	180 分	×	11 人	／	34 人	＝	58 分
みなと未来会議	180 分	×	7 人	／	34 人	＝	37 分
公明党議員団	180 分	×	4 人	／	34 人	＝	21 分
みなと政策会議	180 分	×	4 人	／	34 人	＝	21 分
港区維新	180 分	×	3 人	／	34 人	＝	16 分
共産党議員団	180 分	×	2 人	／	34 人	＝	11 分
Noblesse oblige	180 分	×	1 人	／	34 人	＝	5 分
港区れいわ新選組	180 分	×	1 人	／	34 人	＝	5 分
参政党の会	180 分	×	1 人	／	34 人	＝	5 分
合計							179 分

●会派持ち時間（上限） 代表質問＋一般質問＋再質問（質問のみ、答弁は含まず）

自民党議員団	138 分	※交渉会派の代表・一般質問時間の割振りは会派に委ねる。 ※代表・一般質問の順序は、会派の所属議員数が多い順に行う。 ※同数会派の場合は、当該会派の協議により順序を決定する。 ※一人会派は第2回定例会から翌年の第1回定例会まで繰越することができる。（年間20分）
みなと未来会議	88 分	
公明党議員団	50 分	
みなと政策会議	50 分	
港区維新	38 分	
共産党議員団	11 分	
Noblesse oblige	5 分	
港区れいわ新選組	5 分	
参政党の会	5 分	
合 計	390 分	